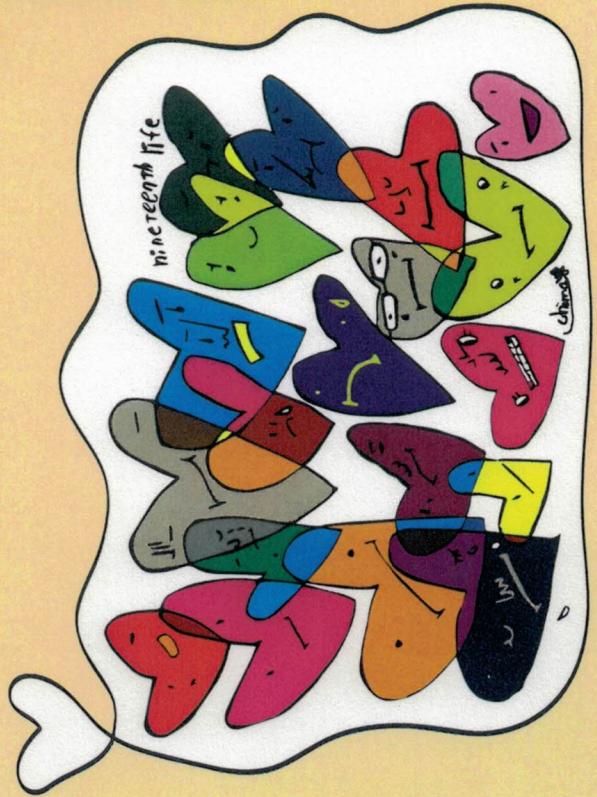


私たちの 津久井やまゆり園事件

障害者とともに〈共生社会〉の明日へ

堀 利和 編著



社会評論社

プロローグ 津久井やまゆり園事件と私たちの原点

堀 利和

植松被告は津久井やまゆり園の重度重複知的障害者を殺したが、われわれはすでに彼らを地域社会から抹殺していた。

植松被告は津久井やまゆり園の重度重複知的障害者の命を殺したが、親・兄弟姉妹は彼らの名前を抹消した。

われわれの善意と恥の意識が、津久井やまゆり園の重度重複知的障害者を、被害と加害の関係性の中で殺した。

津久井やまゆり園のこの事件は、殺した者が殺され、殺された者が生き違るといふ輪廻の世界を打ち立てた。

一九七三年、一年と九か月に及ぶ府中療育センター闘争があった。それは、東洋一といわれた病院に併設された重症心身障害者の都立収容施設の入所者からおきた。

外出も外泊も自由ではなく、プライバシーはなく、女性の入浴介護も同性介護の原則とはほど遠い男性職員による介護、処遇困難を理由に女性は髪を短く切られ、それが障害者の「ため」の収容

施設である。他の収容施設では、処遇困難から子宮摘出が行われたりもした。これが六〇年代中葉から始まったコロニー政策であった。それは、「拝啓 総理大臣 殿」の水上勉の手紙、この一通の手紙が国を動かした。こうして、コロニー政策が本格化していった。障害者の「ため」の。

府中療育センター入所者の反乱、それは時代が生みだした障害者の一つの反乱であった。彼らは、「鳥は空に、魚は海に、人は社会に」と訴えた。施設から地域社会へである。

テント闘争は都庁第一庁舎本館前で行われた。美濃部革新都政の時代である。

美濃部知事が選挙に出た時、右翼は都庁の屋上に赤旗が立つと宣伝を行つたが、屋上ではなく、都庁第一庁舎本館前のテントの脇にそれは立った。

美濃部革新都政に対してのテント闘争には、革新の側からの批判がなかったわけではない。だが、それがたとえ革新都政であつても、府中療育センター闘争は行われなければならなかった。障害者の尊厳と自由と人間性の復権をかけて――。

「母よ！ 殺すな」。これは、神奈川県青い芝の会の闘争の、告発運動の原点であつた。

母親による障害児殺しの事件に対して、地域住民は母親の減刑嘆願運動を始めた。事件の原因は福祉の貧困にあるとして、それにより、母親への同情がそのような減刑嘆願運動になつたのである。犠牲は母親に向けられた。殺された障害児ではなく――。

殺された側の障害児に付与された論理、「やむを得ない」「仕方がない」「無理もない」、すなわち合意の犠牲の論理である。これに対して、母親には同情の犠牲の論理が寄せられた。それは、善良

な市民の論理である。

「母よ！ 殺すな」。青い芝の会は減刑嘆願運動に抗議した。殺された障害児の存在に、自らの存在を重ねた。重度脳性マヒ者は健全者に殺される存在。だが、青い芝の会のこの告発運動は、必ずしも多くの市民に理解されたわけではない。それを津久井やまゆり園の事件と重ね合わせてみると、どうなるか。母親と植松被告、障害児と重度重複知的障害者、この両者の不一致の関係性にぶつかると。これを一体どう理解すればよいのであろうか。

殺された障害児に同情はなく「やむをえない」、殺した母親に同情の「減刑嘆願」VS犠牲になつた重度重複知的障害者に哀悼、殺した植松被告に「措置入院者批難」。福祉の貧困と優生思想。福祉の貧困も優生思想も、実は犠牲者は通底している。福祉の貧困も優生思想も、そこでは正当化されるのである。それらを根源的にひっくり返そうとしたのが、障害者性への主体の確立であつた。青い芝の会の主体性の確立なのである。それは、告発糾弾闘争を原理とした「行動綱領」に体现される。それを意味する重要なキーワードとしては、「健全者幻想解体」である。健全者になろうとする、近づこうとする、だがなれない。幻想は苦しくも自己否定につながる。だからその幻想を捨てて、自ら脳性マヒ者として、障害者として自己肯定的に生きていくことを意味する。

全国青い芝の会総連合会行動綱領（一九七五年）

- 一、われらは、自ら脳性マヒ者であることを自覚する。
- 一、われらは強烈な自己主張を行なう。

- 一、われらは愛と正義を否定する。
- 一、われらは健全者文明を否定する。
- 一、われらは問題解決の路を選ばない。

われらは以上五項目の行動綱領に基き、脳性マヒ者の自立と解放を掲げつつ、すべての差別と闘う。

津久井やまゆり園事件の原点はこの七〇年代にある。津久井やまゆり園の再建問題は、脱施設の府中療育センター闘争にあり、津久井やまゆり園の重度重複知的障害者の殺傷事件は、障害児殺しにある。この二つの問題は、七〇年代初頭と二〇一六年七月二六日とに重なる。

府中療育センターに収容されていた重症心身障害者と、元通りの大規模施設の建て直しを求める家族会、しかしそこには決定的な真逆の対立がある。他方、殺した母親への「減刑嘆願」運動と障害児殺しの思想、「保護者の疲れきった表情」「障害者は不幸を作ることしかできません」(植松被告の手紙)と障害児殺しの思想、七〇年代はまだ終わっていない。七〇年代と二〇一六年七月二六日の間にどんな断絶があったのか、なかったのか。

八〇年代は国際障害者年とノーマライゼーション。欧米の自立生活運動の導入。九〇年代はバリアフリー運動。二〇〇〇年代は障害者権利条約批准運動。たしかにこうしてみるとすでに七〇年代は歴史の置き土産になっていった感もあるが、それをただ世代論や時代論にしてしまつてよいのであろうか。というのも、言い換えれば、自立生活運動も障害者権利条約の理念も実は七〇年代にそ

の萌芽があつたといえるからである、欧米より先に。だが、残念ながらそれを政策化することを許さない時代状況であつた。せいぜい、生活保護制度に「全身性介護人派遣事業」を新設させたぐらいである。いや、初めて介護制度をつくらせたという点ではきわめて画期的なことである。

ワイツゼッカー大統領は、第二次世界大戦終戦四〇年を記念する演説で、「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる」と述べた。私は言う。七〇年代に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる、と。

そして、精神病者の状況についても同様である。七〇年代に保安処分体制粉碎闘争が若手精神科医から起きた。先進的な医師らによつて解放病棟がつくられていったのもこの時代である。治安対策の色濃い精神医療、精神病院の実態がそこにあつた。

天皇が地方に行幸する際、警察が事前に当該地域の精神病者のローラー作戦を行つていた。こうした警察行為は精神病者に不安と恐怖を与え、かつ、差別と偏見を助長した。

いずれにせよ、七〇年代はまだ終わっていない。それを、この津久井やまゆり園事件は物語っている。重度知的障害者に施設は必要か、あるいは精神障害者・措置入院者に警察関与の監視体制が必要か。

再びわれわれはその「論争」に向き合うこととなつた。